

(禁止行為)

第8条 何人も、喫煙禁止区域（次条第1項又は第2項の規定による措置により設けられたものに限る。以下同じ。）内においては、喫煙をしてはならない。

【趣旨】

本条の規定は、次条第1項<第1種施設において禁煙措置を講ずべき施設管理者の義務>又は第2項<第2種施設において禁煙又は分煙の措置を講ずべき施設管理者の義務>規定による措置によって設けられた喫煙禁止区域をたばこの煙のない環境とするため、同区域内における喫煙を禁止するものである。

【解説】

本条は、自らの健康を守るため、受動喫煙を防止したいと考えて公共的施設内の喫煙禁止区域を利用する利用者が、たばこの煙にさらされることのないよう、当該区域における喫煙を禁止することにより、たばこの煙のない環境を整備し、本条例の受動喫煙の防止という目的を達成しようとするものである。

そして、ここにいう「何人も」とは、「誰でも」との意であり、外国人も含まれるものである。また、地方公共団体の自治立法である条例は属地的効力を有し、その効力は、当該地方公共団体の住民のみではなく、当該地方公共団体の区域内に通勤、通学等のために入ってくる者など、その時点において区域内に滞在する者すべてに対しても及ぶものとされているところ（昭和29年11月24日最高裁判所大法廷判決）、本条の規定も、外国人の旅行者を含むすべての県域内の滞在者を含める趣旨である。

また、「喫煙禁止区域」とは、本条の規定のかつこ書にあるとおり、次条第1項又は第2項の規定により設けられたものに限られることから、事業者等による管理権の行使により自主的に喫煙を禁止している事務室等の区域や、県内の市町で制定されている、路上喫煙を規制する条例（環境美化条例）の規定によって設けられた路上の喫煙を禁止された区域は、ここにいう喫煙禁止区域には該当するものではない。

そして、これらの自治体の定める路上喫煙を規制する条例の目的は、例えば、

- ・ 「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」にあっては、清潔で安全な街づくり、
- ・ 「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」にあっては、身体及び財産の安全の確保、
- ・ 「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」にあっては、快適で清潔な暮らしの確保、
- ・ 「鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例」にあっては、快適な生活環境の保持、
- ・ 「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」にあっては、快適な生活環境の確保、
- ・ 「大和市路上喫煙の防止に関する条例」にあっては、身体及び財産の安全及び安心確保とされているのであるが、これは、路上喫煙については、その吸い殻が環境悪化の原因となり、また、その火が身体及び財産の安全の確保を阻害するので、こうした環境保全や安全確保に対する阻害要因を取り除くための規制を施すということであると思われる。

したがって、本条例とは目的や規制の対象を異にするものであるから、本条例とこれらの路上喫煙を規制する条例は競合関係にはなく、また、目的及び効果を阻害するものではないので、両者の間には、何らの矛盾・抵触も生じないものである。

なお、本条に違反する行為に対しては、第23条第2項の罰則（2万円以下の過料）が適用されるのであるが、本条の「喫煙」とは、主流煙を吐き出す行為のみならず、副流煙を発生させる行為を含むものであるから（第2条第5号の解説を参照）、たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、たばこの煙が発生した時点で、本条に違反したことになる。